

○財務省告示第百九十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十九年六月二十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十九年七月六日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第三百四
十七回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びそ 運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第三条第一項並びに特別
會計に關する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし
、価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募

五

方募

入 決 定 の

イ

入 札 発 行 争 入 札 発 行 争

ロ

非 競 争 入 札 発 行 争

ハ

札 発 行 争 入 札 発 行 争

六

イ

入 札 発 行 争 入 札 発 行 争

発

行 争 入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

価格を募入額により加重平均し
 て得られる価格をその発行価格
 とするものによる発行（以下「非
 競争入札発行」という。）及び価
 格競争入札と同時に行われる入
 札であつて、財務大臣が各国債
 市場で特別参加者ごとに応募限
 額を定めるものによる発行（以
 下「国債市場特別参加者・第 I
 非価格競争入札発行」という。）
 各申込みのうち応募価格の高い
 ものからその応募額を順次割り
 当てる。各申込みの応募額を案分
 各申込みの応募額を案分により
 割り当てて、各申込みの応募額
 割り当てて、各申込みの応募額
 各国債市場特別参加者ごとの
 募集限度額の範囲内において各
 申込みの応募額を割り当てて、

額面金額で二兆八百八億円
 うち、財政法第四条第一項の規
 定に基づき発行した利付国債に
 基づき発行した利付国債につ

八千四百五十五万円、財政運
 営に必要なる財源の確保を図る
 ための法律の
 公債の発行の特例に関する法
 律の
 第三条第一項の規定に基づき
 行した利付国債については、額

		七 イ 払込金額		ハ 口 非競争入札		ハ 口 非競争入札	
者・第I	特別参加市場	国債市場	札発行	非競争入札	非競争入札	国債市場	特別参加市場
	二千八百四十億四千六十万円	九億二千八百四十三万五千二百円	二兆九百七億千六百二万円	円（平成二十九年 度予算分）	円（平成二十九年 度予算分）	七十八億九千六百六十万円	金額で四千九百七十六億二千六百九十万円（平成二十八年 度予算分）、財政運営に必要 な財源の確保を図るための 公債の発行の特例に関する 法律第三條第一項の規定に 基づき発行した利付国債に 関する法律第四十六條第一 項の規定に基づき発行した 利付国債について、額面金 額で二千八百

十 十 十 十 十
九 八 七 六 五

払 者 入 払 元 償 償
込 者 札 場 利 還 還
期 参 所 金 還 還
日 加 支 額 期 限

平 財 日 額 平 る い
成 務 本 面 成 利 て
二 大 銀 金 成 子 、
十 臣 行 額 十 支 そ
九 か 百 九 年 払 の
年 通 円 年 六 日
六 知 を につ 月 以
月 受 百 六 月 前
二 け 円 十 間 六
十 け 百 日 間 月
日 者 円 間 間 間
に 属す